

羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第1日）

議事日程 令和7年12月8日（月曜日）午前 9時30分 開 会

第 1 開 会

第 2 審査事項

- 1) 議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）のうち、
都市民生委員会所管分
- 2) 議案第66号 令和7年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3) 議案第67号 令和7年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 4) 議案第68号 令和7年度羽生市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 5) 議案第69号 令和7年度羽生市水道事業会計補正予算（第1号）
- 6) 議案第70号 羽生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 7) 議案第76号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 3 閉 会

出席委員（7名）

中 島 直 樹 委員（委員長）	柳 沢 暁 委員（副委員長）
昆 佳 子 委員	川 田 真 也 委員
西 山 丈 由 委員	松 本 敏 夫 委員
丑久保 恒 行 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

須 永 正 弘	健康福祉部長	一ノ瀬 元 章	社会福祉課長
稲 田 信 一	こども家庭課長	鈴木 尚 美	児童保育課長
佐 藤 友美代	高齢介護課長	本 間 健 史	健康づくり 推進課長
秋 本 悟	国保年金課長	山 木 章 史	まちづくり部長
横 田 徳 司	建設課長	田 口 真 也	水道課長

事務局職員出席者

岡 田 光 弘	総務課長
---------	------

午前 9時30分 開 会

○中島直樹委員長 おはようございます。

ただいまから都市民生委員会を開きます。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りします。本委員会の日程は、別紙によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 ご異議なしと認めます。

よって、別紙日程により行います。

これより日程に入ります。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

健康福祉部長。

○須永正弘健康福祉部長 おはようございます。健康福祉部長の須永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本会議では大変お世話になり、ありがとうございました。

本日は、議案第67号 令和7年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第2号）ほか5議案についての審査をよろしくお願いいたします。

私から、出席しております職員を紹介いたします。

社会福祉課長の一ノ瀬です。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 一ノ瀬です。よろしくお願いいたします。

○須永正弘健康福祉部長 国保年金課長の秋本です。

○秋本 悟国保年金課長 秋本です。よろしくお願いいたします。

○須永正弘健康福祉部長 高齢介護課長の佐藤です。

○佐藤友美代高齢介護課長 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○須永正弘健康福祉部長 こども家庭課長の稲田です。

○稲田信一こども家庭課長 稲田です。よろしくお願いいたします。

○須永正弘健康福祉部長 児童保育課長の鈴木です。

○鈴木尚美児童保育課長 鈴木です。よろしくお願いいたします。

○須永正弘健康福祉部長 健康づくり推進課長の本間です。

○本間健史健康づくり推進課長 本間です。よろしく申し上げます。

○須永正弘健康福祉部長 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○中島直樹委員長 議案第67号 令和7年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第2号）
についてを議題といたします。

高齢介護課長に説明を求めます。よろしくお願ひします。

高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 高齢介護課長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明をさせていただきます。

議案第67号 令和7年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

別冊2の補正予算書及び説明書の24ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、一般管理事業の12節介護保険システム改修委託料248万6,000円につきましては、令和7年度税制改正に伴う介護保険制度改正に対応するためのシステム改修でございます。

介護保険制度においては、保険料の段階を住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定しておりますが、このたびの税制改正において、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が引き上げられることにより、保険料段階が下がる者が生じる影響が発生いたします。保険者の想定しない保険料収入不足を防ぐ観点から、国より介護保険法施行令の改正を行う旨の通知があり、これを受けて、制度改正に対応するためのシステム改修を実施するものです。

なお、特定財源として、国庫補助金を事業費の2分の1、124万3,000円を計上しており、残りの2分の1は一般会計から繰り入れて実施いたします。

次に、第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金の22節償還金4,949万円につきましては、令和6年度分の国・県の負担金を精算するため、予算額に対し不足する金額を補正するものです。概算で交付されている国・県からの介護給付費負担金について、令和6年度の実績から精算し、8,949万円を返還することとなりました。このため、当初予算額4,000万円との差額4,949万円を増額補正するものです。

なお、こちらにつきましては、前年度繰越金から賄います。

次に、25ページに移ります。

債務負担行為について申し上げます。

在宅医療・介護連携推進事業負担金は、在宅医療と介護関係者との連携拠点の設置について、北埼玉医師会に事業委託するもので、平成30年度より加須市と共同して事業を実施しております。翌年度も切れ目なく実施するため、債務負担行為を設定するものです。

なお、負担金の金額については、北埼玉医師会からの来年度の見積額を本市と加須市の本年10月1日の人口割合により負担割合を決定し、算出をしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの高齢介護課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 このシステム改修はどれぐらいの期間を想定しているのか、修正のボリュームというのがどれぐらいあるものなのか、その点についてお伺いします。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 詳細については、まだ国のほうから届いておりませんが、令和7年度内にシステム改修を終了する予定でございます。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 具体的にはまだ決まっていない、ただ金額としてはこれぐらいというのが出てきていると思うんですね。なかなか物が決まっていないのにこれだけお金がかかりますというのも決まらないと思うんですけども、その辺はどうやって算出したのかお伺いいたします。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 今回の税制改正の幾つかあるうちのひとつで、このたびの介護保険の施行令の改正につながったわけなんですけれども、具体的には、先ほどの説明とも重複するところがございますが、給与所得控除の最低保障額がこれまで55万円だったものが65万円に引き上げられることになりました。これが給与所得者の一部の方に適用するものになりまして、その該当者を算出した上で予算額を計上しております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 なかなか55万円を65万円に控除額を引き上げるというところだと、そんなにすごい修正というのが、大きな修正じゃないのかなと思うんですけども、結構金額としては248万円と、その割には大きい気がするんですけども、その辺については妥当なのでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 国の粗い推計によりますと、保険料の収入のこの影響が1%程度あるという可能性を想定しているところでございます。これを羽生市に置き換えたときに、当然システム改修は必要になってまいります、どうしてもこの金額にならざるを得ないところがございます。

以上でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 委託先というのは、どういったところを想定しているのか。やはり同じ企業になってしまうのか、その辺についてお伺いいたします。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 介護保険システムを今現在使っているのはAGS株式会社のシステム、総合行政システムの一つのメニューとして利用しております。そちらのほうで改修していただく予定があります。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 2025年問題というのがあって、団塊の世代が75歳を超える、今年度たくさん超えると言われていまして、羽生市でも大分その団塊の世代の方が多いんじゃないかと思うんですね。どのぐらいの割合といたしますか、人数といたしますか。

また、テレビ等では、収入に応じて介護保険料の負担割合が2割から3割というような、そういうマスコミでは収入に応じて医療費の負担等が変わるといふふうにも言われているんですね。このシステム改修というのは、こういうものと関わりがあるんですか。全く関わりがないんですか。改修に関してです、どうなんでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 まず、最後のご質問の今回のシステム改修と介護保険サービ

ス利用負担の見直しや75歳以上の割合が増えたところは、直接には関係はございません。

ご質問の75歳以上の割合は、おっしゃるとおり羽生市でも65歳から74歳までの割合よりも、75歳以上の割合のほうが多くなっている状況にありまして、この状況については、今後もますます大きくなるであろうと予想しております。

国のほうで介護保険サービス利用負担の見直しの話も一部報道で出ておりますが、そちらにつきましては、我々としましても注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 討論もないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○中島直樹委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前 9時41分 休憩

午前 9時43分 開議

○中島直樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第66号 令和7年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題と

いたします。

国保年金課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 国保年金課長の秋本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

議案第66号 令和7年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

補正予算書及び説明書の17ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第12節委託料1,342万円につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けて国民健康保険税のシステム改修を行うもので、国庫補助金で全額補助されるものでございます。

この制度は、児童手当の拡充などのこども未来戦略に基づく給付等の拡充に対して、国民健康保険税を含めた医療保険料から子ども・子育て支援金として新たに拠出するものです。

なお、賦課方式は所得割と均等割による2方式を採用し、現在、国が政令の整備等を進めているところでございます。

続いて、18ページをご覧ください。

債務負担行為について説明いたします。

令和8年度の資格情報のお知らせまたは資格確認書を6月初旬に発送する際に、国保に関する手続や制度についてまとめた国保活用ハンドブックを同封します。スケジュールの関係上、発送に間に合うようこの冊子を令和8年4月末までに作成するためには、令和7年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 システム改修委託料のほうです。1,342万円ということですからかなり大きな金額になっているんですけれども、この修正の概要というのはどれぐらい、何でこの金額になってしまうのか、詳細についてお伺いします。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 こちらは説明をさせていただいたとおり、今まで3方式、医療分と後期高齢者分、もう一つ介護分と3つ、保険料から徴収させていただいたところに、加えてもう一つ、4つ目として子ども・子育て支援金という形で徴収をさせていただきます。

先ほどの介護保険と同じように、総合行政システムにてシステムを運用していることから、そこに新しく一つの税項目をつくることと、あとは18歳未満の方、いわゆる高校3年生以下の方には賦課しないというところになっておりますので、その算出だったりとか、あとは実際どなたにかかります税、幾らになりますという総合的に修正が必要となるものでこの金額になっております。

また、まだ実際、国が整備を進めている段階でございます、この予算は多く見積もった場合の金額となっておりますので、この金額になっております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 金額が大きい割に期間が短いのかなと思うんですけれども、これは間に合うかという、どうなんですか、制度が来年の4月からですよ。その辺については確認は取れているといいますか、どういう状況なんでしょうか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 柳沢委員おっしゃるとおり、まだ制度は確定はしていないんですけれども、AGS株式会社と密に調整を取りながら、国の政令も確認しながら、恐らく年明けてから、4月からスタートする形になると思うんですが、実際には4月から施行されるために、こちらに間に合うように行うというところは確認は取れております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

○柳沢 暁委員 はい。

○中島直樹委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

川田委員。

○川田真也委員 先ほどご説明があったハンドブックの件なんですけれども、一応参考資料のほうには表紙が載っているんですが、これは出来合いのものを印刷して、国なりが作ったものを印刷してお配りするのか、内容は羽生市独自のものを編集して作ってお渡

しするのかというのをまず教えてください。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 今、現物がここにあるんですけども、こちらの大枠の仕組みは会社様ごとに違ってはいますけれども、ここに税率などが載っております。そこは羽生市独自のものになりますので、そこを改変しながら進めていくものでございます。

以上でございます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 それと、前回のときも私、お話しさせてもらったんですけども、やはり外国人の方が国保に入っているということで、その方が滞納をされていたりですとかという問題もあるかと思えます。

今回、新たにこちらを作るに当たって、多言語版のハンドブックというのはご用意する予定があるのかなのか教えてください。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 多言語版につきましては、このようなしっかりしたものではなくて、簡易的なA4のものです。賦課に関する事とか、加入に関する事の簡単なものは作らせていただく予定でございます。ただ、こちらのような分厚いものについては、実際外国の方は、細かい問合せというのは正直少ない傾向がありますので、加入だったり、引っ越したときだったり、社会保険に入ったときとか、そういうところをしっかりと網羅すれば、ほぼ足りるといふところの見解でございますので、このようなものは作る予定はございません。

以上でございます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 できれば本当は、予算が許すのであれば、我々国民が見るものと同じものを見ていただいて、しっかり理解をした上で国民保険に加入していただきたいなと私は思うんですけども、例えば今、スマートフォンで、例えばそれを取ると、翻訳してくれるじゃないですか。だから、そういう案内をしたり、用意できないのであれば、こういうふうにすればこれ全部見られるようになりますので、ぜひ一回目を通してくださいと、そのA4の用紙のほうに書いていただいて一緒に同封するとか、あるいは分からなければ窓口に来て聞いてくださいとかという案内もしていただければなと思えます。

どうしても、日本人でも分からないと思うんですよ、細かくて、正直なところ。税率

だとか見て、特に若い子なんかが見ても分からないと思うので、分かりやすいハンドブックをぜひ渡していただいて、結構滞納だとか多いし、日本人、外国人にかかわらずですけれども、そういう問題もあるので、そういうことをなくせるような施策というか、ありますか。お聞かせください。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 川田委員おっしゃるとおり、言語の壁というのやはりありますけれども、やはり相談してくださいというところを、日本人、外国人分けてしまっただけであれなんですけれども、同じようにやらせていただいている形でやっております。

活用につきましても、どのような翻訳アプリが一番最適かというのは、この後検証させていただいて、よりよく分かりやすいものを簡単にお伝えすることというのは、人にかかわらず必要だと思いますので、検証させていただいて、分かりやすく、正直私たち職員もこれを見ながら説明をするところもありますので、分かりやすく、より皆さんが納得するような形で説明を今後していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○川田真也委員 よろしく願いします。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第66号 令和7年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論いたします。

本案は、2026年度から創設される子ども・子育て支援金制度に対応するため、国民健康保険医療保険のシステム改修を行うものです。議案自体はシステム改修に関する費用ですが、背景にあるのは、子ども・子育て支援金制度に必要な財源を社会保障費の削減と国民負担によって確保するという問題があります。住民の望みは、高い国民健康保険税の引下げなど負担軽減です。子育て支援の充実は住民の負担増で進めるのではなく、社会保障予算の拡充で進めるべきだと考えます。

以上、反対討論といたします。

○中島直樹委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○中島直樹委員長 賛成多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時54分 休憩

午前 9時55分 開議

○中島直樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第68号 令和7年度羽生市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

課長から説明を求めます。

国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 引き続き、国保年金課長の秋本より説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

議案第68号 令和7年度羽生市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書及び説明書の30ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目総務管理費、第12節委託料858万円につきましては、国民健康保険同様、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けて、後期高齢者医療のシステム改修を行うものでございます。

なお、賦課方法は従来の所得割と均等割を含める方式となり、現在、国が政令の整備等を進めているところでございます。

次に、第4款諸支出金、第2項繰出金、第1目他会計繰出金の一般会計繰出金2,342万4,000円の増額補正については、財源のところをご覧いただきたいと存じますが、令和6年度分の医療給付経費の負担額の精算により還付金が発生いたしましたので、その額を一般会計へ繰り出すものです。

あわせて、一般会計の歳入の補正予算に後期高齢者医療特別会計繰入金に同額を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

松本委員。

○松本敏夫委員 一応補正を組むということでありますけれども、今現在、羽生市におかれましては後期高齢者というのは何名いるんですか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 昨年度の決算の状況をご説明させていただきます。

後期高齢者医療の加入数、被保険者数は令和6年度で8,793名、令和5年度が8,463名でございます。

先ほど丑久保委員からもあったとおり、団塊の世代の方が国民健康保険から75歳になって後期高齢者のほうに移行しているの、年々増えているような状況でございます。

以上でございます。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 一応取りあえずそれだけの人数が現在、実績として残っているわけですね。この医療費の関係なんですけれども、後期高齢者医療費の見直しがありますよね。それはもう入っちゃっているんですか、見直しに。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 松本委員がおっしゃるような医療費の見直しというのは、負担率の3割とか2割とか1割のお話でよろしいですか。

そちらについては、まだ正確な情報とかは下りてきておりませんので、ニュース等で話されているところが、そこまでというお話でございます。

以上でございます。

○松本敏夫委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時03分 開議

○中島直樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第70号 羽生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

児童保育課長に説明を求めます。よろしくお願ひします。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案第70号 羽生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年内閣府令第1号、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年1月14日公布）及び同基準の一部改正（令和7年11月14日公布）を基にして、児童福祉法第34条の16第1項乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する

基準を条例で定めなければならないとされていることから、新規に制定をするものです。

このこども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とします。保育所等に入所していないゼロ歳6か月以上、満3歳未満の子どもが保護者の就労要件等を問わず、保育所等を月一定時間まで利用できる制度です。

また、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、令和8年度から全自治体で実施するものです。市の条例で定める基準では、国の基準に従うべきもの及び国の基準を参酌すべきものがあり、児童福祉法の基本理念に即したものであることから、参酌すべきものについても国の基準のとおり規定することとしております。

続いて、新設条例の概要についてご説明させていただきます。

第1章、総則。

第1条、趣旨について。第1項、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定める。

第2条、最低基準の目的。第1項利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

第3条、最低基準の向上。第1項、市長は事業者に対し、最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。第2項、市は最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

第4条、最低基準と乳児等通園支援事業者。事業者は最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上すること。

第5条、乳児等通園支援事業者の一般原則。全6項目。第1項、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、人格を尊重して運営を行うこと。第3項、提供するサービスの質の評価及び改善を図ること。第4項、定期的に外部評価を受け、その結果を公表し、常に改善を図るよう努めること。

第6条、乳児等通園支援事業者と非常災害。第1項、非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするよう努めること。第2項、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行うこと。

第7条、安全計画の策定等。第1項、事業者は事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じること。

第8条、自動車を運行する場合の所在の確認。第1項、事業者は利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車、降車の際に点呼そのほかの方法により、利用乳幼児の所在を確認することなど。

第9条、乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件。第1項、事業所の職員は健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものであること。

第10条、乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等。第1項、事業所の職員は、常に自己研さんに励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めること。第2項、事業者は職員に対し、資質向上のために研修の機会を確保すること。

第11条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準。第1項、事業所は他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第12条、差別的取扱いの禁止。事業者は利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分または利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

第13条、虐待等の禁止。事業所の職員は、利用乳幼児に対し法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第14条、衛生管理等。第1項、事業者は利用乳幼児の使用する設備、食器等または飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。第2項、事業者は感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための研修や訓練を定期的実施するよう努めること。

第15条、食事。事業者は食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

第16条、乳児等通園支援事業所内部の規程。事業者は事業の運営についての重要事項に関する規程、全11項目を定めること。規程内容。第2号、提供する乳児等通園支援の内容。5号、保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及び額。第8号、緊急時等における対応方法など。

第17条、乳児等通園支援事業所に備える帳簿。事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

第18条、秘密保持等。事業所の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らさないこと。

第19条、苦情への対応。第1項、事業者は利用乳幼児またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じること。第2項、事業者は市からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。

第2章、乳児等通園支援事業。第1節、通則。

第20条、乳児等通園支援事業の区分。2種類の事業区分とし、一般型及び余裕活用型とする。

第2節、一般型乳児等通園支援事業。

第21条、設備の基準。全8項目。一般型を行う事業所の設備について、設備の基準内容。第1号、乳児または満2歳に満たない幼児を利用される事業所は、乳児室またはほふく室及び便所を設けること。第2号、乳児室の面積は、1人につき1.65平方メートル以上であることなど。

第22条、職員。第1項、一般型を行う事業所には、保育士その他従事する職員として、市長が指定する研修を修了した者を置くこと。第2項、従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児、おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数は保育士とする。ただし、一般型を実施する事業所1つにつき2人を下回ることはできないなど。

第23条、乳児等通園支援の内容。一般型を行う事業所における乳児等通園支援は、内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供すること。

第24条、保護者との連絡。一般型を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めること。

第3節、余裕活用型乳児等通園支援事業。

第25条、設備及び職員の基準。余裕活用型を行う事業所の設備及び職員の基準は、施設類型基準に定めるところによる。

第26条、準用。第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章、雑則。

第27条、電磁的記録。事業者及びその職員は記録作成等のうち、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

附則。施行期日は令和8年4月1日より施行します。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 お疲れさまでした。

ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

昆委員。

○昆 佳子委員 先日の斎藤議員の質疑のご答弁にあったんですけれども、設置する保育所はいわせ保育所で1室を設けるということで、そのところに専門の保育士を4人設置するというご答弁があったかと思うんですけれども、その専門の保育士というのは、新規で採用するという形になるんでしょうか。それとも、そのいわせ保育所内の今いらっしゃる保育士さんがそこに行くという形になるんでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 いわせ保育所には一時保育室として、通常の保育室以外に部屋を設けておりまして、そちらを利用して、この制度を始める予定です。ゼロ歳児であれば、子ども3人につき1人の職員で見るという配置基準になりますので、職員については専門保育士4人設置ではなく、1時間あたり児童4人は受入れが可能かということで設定して、専任の保育士を1人配置する予定です。他にもいわせ保育所に在籍する保育士の職員をこの事業の担当職員として検討しています。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 今後、いわせ保育所以外の保育所に設置する予定というのはありますか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 こちらの条例につきましては、認可の基準として、ほかの事業所がこの制度をやりたいという場合に、この基準に従って認可を進めるようになります。来年度は、公立保育所の1か所のみで始める予定としておりまして、その後、民間事業者等にも協力をいただければと考えております。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 第27条のところで、電子的記録を取るということで書いてあるんです

けれども、この電子的記録というのは、今の保育業務支援システムという形で、他市でも取り入れているところがあると思うんですけれども、そのようなものを取り入れるという形なんですか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 こちらの制度については、来年度からというところで、具体的なところまでは詰め切れておりませんが、現状あるシステムを使って開始したいと思っております。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 なかなか多忙になってしまうかと思うんですけれども、ゆくゆくはそういったものも入れる予定ということによろしいでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 まずは開始できるよう、今後については、順次検討していきたいと思えます。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 全ての子ども、ゼロ歳から6か月と3歳未満のお子様を受入れるというようなことになると思うんですけれども、全てのお子様、子どもたちということになりますと、特性のあるといたしますか、そういったお子様が入りたいといった場合の対応というのはどのようにお考えなんでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 現在、保育所等に通っていない子どもが利用対象となっております。まして、来年の4月1日現在の人数の想定としては366人が対象と考えております。

配慮の必要な子どもも、利用したいという要望があるかと思えます。通常は、利用前に全員面談での登録が必要になりますので、その面談の際に、詳しい内容を職員が聞き取りを行いまして、受入れの方法についても検討していきたいと思えます。

○昆 佳子委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○中島直樹委員長 ほかに。

松本委員。

○松本敏夫委員 今、細かく条例文の説明を受けたんですけれども、具体的に、この乳児等通園支援事業というのは、具体的に、文面はそのとおりでございますと言えばそれまでですけれども、こういった仕事の支援になっているのか。具体的に何点か教えていた

できればと思うんですけども。この事業ですね。お願いしたいと思います。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 この制度は、保育所等を利用していないゼロ歳6か月から満3歳未満の子どもを対象としています。

同世代の子ども同士の接する機会が得られることで子どもの発育成長を促すところが期待されるということ、ほかに保護者の育児負担の軽減や、孤独感の解消を目的としております。ただし、利用に当たっては、1時間当たり費用が発生すること、また月10時間以内の利用制限と、1回の利用は1時間以上の利用ということで受入れをするというものになります。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 これは選択ができるんですか。これ、条例でうたってあるからということで、それを丸々受けなくてもよろしいのか、その辺はどうなんですか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 国が用意する支援システムを利用して、例えばいわせ保育所の何日の何時が空いているというような空き状況を確認し、そのシステムで申込みをするというような仕組みになっております。

○松本敏夫委員 分かりました。結構です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 第22条の2項のところですか。乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下回ることはできないということになってるんですけども、要するに保育士さんじゃない人でも子供を見られますよというところになるんですよね。その辺確認です。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 この基準上は半数は保育士に限るということになっておりますので、配置基準ではゼロ歳児3人につき1人の職員が必要になりますが、ゼロ歳児を4人預かる場合、1人を保育士、もう一人を保育士以外の者とするのが可能という制度になっております。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 やはり、なかなか通常は誰でもなんで、急に預けて、あまりその子どもに対してよく知らないということで、その辺について、安全性がより求められる状況の中で、さらに保育士さんじゃない人も1人として数えて子どもたちを見られるような制度というのは、制度上なかなか、大丈夫なのかなというのがあるんですけども、その辺はどう考えていますか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 4月からいわせ保育所で開始するに当たっては、保育士資格のある職員で進める予定としております。

専任を1人置くこと、もう一人は一時保育等を担当する保育士を兼任することなどにより充てる予定です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 羽生市としてはそういう考えですけども、民間の保育士さんとかだと、やはりこの基準にのっとって通園制度をスタートする可能性もあるということですよね。すると、やはり先ほど言ったように、保育士さんじゃない人も1人として数えて面倒を見るというか、子どもを預かるということになるということによろしいですよ。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 認可に当たっては、しかるべき制度、研修等を受ける予定としており、また指導監査についても毎年度行うこととなりますので、そういったところで、安全面等も含めて監督していきたいと思えます。

○中島直樹委員長 ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 私も松本委員と同じで、ちょっと確認を聞きたいんですけども、今回のこの条例で制定する、要は一時的な保育ですよ。今、民間でも多分保育所等でもあるかと思うんですけども、民間で今やっている一時保育と何が違うのか教えていただけないですか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 こちらは、保育所等に通っていない児童ということで、一時保育と同じ扱いにはなりますが、一時保育は保護者の都合により利用するもので、一方子ども誰でも通園制度については、子どもが同年代の子どもたちと触れ合うことでの成長、

発育を促すということが主な理由としてすみ分けされている事業となっております。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 となると、今度新しくできる制度では、親の都合で預けるということではできないということですよ。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 一時保育とのすみ分けとしては、そういう理由にはなりますが、時間で利用できるものと、一時保育は1日単位または半日単位で料金設定も多少違いますので、そういった面で使い分けといいますか、保護者によって判断することが可能で、選択肢が増えるということになります。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 となると、現状、一時保育をやっている施設さんが何件か羽生市内にもあるかと思うんですけれども、そちらの一時保育も、今度はこっちの条例に沿った規程じゃないと一時保育はできませんよというふうにはならないですか。なるんですか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 一時保育とこの制度については、すみ分けとしては別になっておりますので、この認可を受けるということはありません。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かったような、分からないようなので申し訳ないんですけれども、国のほうの指針でそうだとしたことなんであれなんですけれども、多分預ける保護者は何のの違いも分からないと思うんですよ。時間が、ちょっと買物に行きたいから、ちょっと急な法事が入っちゃったからとか、そういった形で預けられればいいなというのが、多分小さいお子様を育てている親の本音だと思うんですよ。

そこで、例えば面談して予約を取ってという段階を踏むかと思うんですけれども、うちはお父さん、お母さんの都合で預かるんじゃないで、子どもとの触れ合いを第一として一時保育をするんですよというのを必ず伝えないと、やっぱり駄目ですよ。新しくいわせ保育所でやる事業ですけれども。その点のガイドラインというのはできているのかどうか教えてください。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 ガイドラインについては、現在、市で用意はございませんが、保護者の希望として、一時保育であれば1日単位でお預かりができるということもありますし、こども誰でも通園制度では、月10時間という一定の利用ルールがありますので、利用を使い分けることは可能だと思っております。

また、1時間、2時間という時間の利便性もあり、どちらにしても、子どもを預かってほしいという保護者の要望としては叶うとは思っております。実際のところ、使い分けはとても難しいなと感じております。まずは全国一律でスタートするというのが今回求められておりますので、今後、利用にあたりどのように整理していったらいいかということも含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 国のほうで全国一律でやるのでという形で進めているというのは重々分かっているんですけども、せっかくこういう1時間単位で子どもを見ていただく施設をつくるのであれば、やはり誰でも通園となっているんで、誰もが来ちゃうと思うんですよ、最初、本当に。こういう趣旨でやるんですよというのを案内しないと、保育園で半日預かると幾らかかっちゃうけれども、いわせ保育所で1時間だったら安いから、じゃこっちがいいや、こっちがいいやで、多分殺到しちゃうような気もするんです、一時保育を今お願いしている保護者の方々が。

だから、その辺をきっちり、始めるときには、こういう趣旨でやっているんですよ、お父さん、お母さんたちの都合で子どもを預かるんじゃないじゃなくて、子どもたちが今後、保育園、幼稚園に入った後でもすぐに慣れるように、まずは来ていただいてというような趣旨でやっているんで、その辺を間違えないでくださいねと、やっぱり案内は必要じゃないかなと思いますので、ぜひ混乱しないように、今までの一時保育とこれから始めるこの誰でも通園制度、違うんですよというのをきっちり市民の皆さんにお知らせして、ぜひ運営していただければと思います。これ意見なんで、大丈夫です。

○中島直樹委員長 それを受けて、児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 2月から周知を行う予定としておりますので、その際には、そのすみ分けについて、皆さんが間違わないようにご案内していきたいと思っております。ありがとうございます。

○中島直樹委員長 ほかに質疑は。

昆委員。

○昆 佳子委員 職員の方の研修をされるとおっしゃっていましたがけれども、今現在、研修のスケジュールとか、また内容とか、講師の方とかというのはどういうふうになっているのか教えていただけますでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 市で行う研修だけでなく、県や国でも研修メニューが用意されますので、そちらを活用しながら、一定の水準を図っていきたいと思っております。なお、市で主催する研修については未定でございます。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 市で行う場合、講師の方とか、内部じゃなくて外部講師を呼んできっちりやっていくという方向でよろしいでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 いわせ保育所で始めるに当たっては、まず市の研修だけでなく、県の研修がありますので、そちらも活用しながら進めていきたいと思えます。

○昆 佳子委員 分かりました。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

○昆 佳子委員 はい。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 確認なんですけれども、民間保育所の職員の配置基準というのがあります。ゼロ歳児では3人に1人以上とか、そういうことですね。一般的な通常の保育だと、さっきみたいな半分が保育士じゃなくてもいいということはあるのかどうなのか、今の現状というのはどうなのか、その点、確認です。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 今回のこども誰でも通園制度の事業において、職員配置基準については、半分は保育士資格を有した職員でということになっておりまして、通常、入所にあたる保育所等の認可基準と同様の配置基準となっておりますが、半数が保育士資格があれば良いという基準であったかどうか今すぐにお答えできかねます。申し訳ございません。基本は保育所等の設置及び運営の基準と同様の内容になってございますので、同じかと思われます。以上です。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

○柳沢 暁委員 はい。

○中島直樹委員長 ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 質疑が出尽くしたようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第70号 羽生市乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例について反対の立場から討論します。

本案は、いわゆるこども誰でも通園制度の2026年度からの実施に向けたものです。しかし、子どもの命と安全に関わる点で大きな懸念があります。

やはり、ゼロ歳児では3人に1人以上、2歳児では6人に1人以上保育士をつけるということなんですけれども、ただ半分は資格を持たなくてもいいということになっております。やはり、安全面で懸念がありますので、本案に反対いたします。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中島直樹委員長 賛成多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

この後、50分まで休憩いたします。50分に再開します。

午前10時38分 休 憩

午前10時49分 開 議

○中島直樹委員長 少しだけ早いですけれども、休憩前に続き会議を開きます。

議案第76号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

児童保育課長に説明を求めます。よろしくお願いいたします。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

議案第76号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、当該基準を踏まえて定める本条例について所要の改正を行うため、案文のとおり改めようとするものです。

第13条、虐待等の禁止では、児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が設けられたため、本条例で、同条を引用している項目について改正を行うものです。

第18条、利用乳幼児及び職員の健康診断では、乳幼児の健康診査が行われた場合であって、それが利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断を全部または一部を行わないことができるよう所要の整備を行うものです。

以上で議案第76号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

川田委員。

○川田真也委員 以前、家庭的保育事業の話のときに、羽生市でやっている施設はないと、前あったと思うんですけれども、現状、ないかどうか確認だけです。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 この事業を行っている事業者は、羽生市内にはございません。

以上です。

○川田真也委員 以上です。

○中島直樹委員長 ほかにございますか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。よろしいですか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○中島直樹委員長 賛成多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

続きまして、議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

健康づくり推進課所管部分について、健康づくり推進課長に説明を求めます。よろしくをお願いします。

健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 健康づくり推進課長の本間です。よろしくお願いたします。着座にて説明いたします。

議案第65号 令和7年度一般会計補正予算（第8号）のうち、健康づくり推進課所管部分について説明申し上げます。

補正予算書及び説明書、別冊2の4ページ及び参考資料1の15ページをご覧ください。

がん検診等受診勧奨事業381万2,000円について、参考資料1で説明いたします。今、画面で共有しているものになります。

本市のがん検診につきましては、毎年6月から市内の指定医療機関において始まることから、遅くとも5月中旬には、対象者約3万5,000人に検診の案内を通知する必要があります。そのため、新年度の4月になってから入札や契約、原稿の構成等を行いますと発送が間に合わなくなることから、令和7年度中に事務を開始する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

スケジュールや積算につきましては、今画面を開いているご覧のとおりになります。
以上で説明を終わります。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対して、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中島直樹委員長 それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 開議

○中島直樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同じく議案第65号、社会福祉課所管部分について、社会福祉課長に説明を求めます。
よろしくをお願いします。

社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 社会福祉課長の一ノ瀬です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）のうち、社会福祉課所管分について説明申し上げます。

まず、議案第65号 令和7年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書別冊2の4ページになります。

第3表債務負担行為補正のうち、第4期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定業務委託について説明申し上げます。

当計画につきましては、現行の第3期計画が令和8年度末をもって5年間の計画期間

が満了となることから、新たに第4期計画を策定するものとなります。

策定に当たり、基礎調査やアンケート集計・分析、計画からの作成支援などについて事業者へ委託するものとなります。

こちら債務負担行為を設定することによりまして、令和7年度中に契約手続を進め、8年度当初から計画策定に取りかかることができるようになりまして、また早期発注することによりまして、実績のある事業者の入札参加が期待できます。

なお、令和7年度中は契約行為のみ行うことから、歳出予算につきましては、全て令和8年度当初予算に計上する予定となっています。

続きまして、8ページに移ります。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費についてご説明申し上げます。

社会福祉団体等助成事業901万7,000円について申し上げます。18節負担金補助及び交付金901万7,000円ですが、これは全て社会福祉協議会補助金の追加交付分となります。当補助金につきましては、大部分が社会福祉協議会職員の人件費に対するものとなりますが、先議でご可決いただいた市職員給与の増額に準じまして、社会福祉協議会の職員給与も増額を予定しておりまして、その差額を追加で交付するものとなります。

また、社会福祉協議会へ市から派遣している職員の人件費も社会福祉協議会が負担しておりますが、その出向職員の職位が当初の予定よりも高くなったことに伴う人件費の差額分もこちらに含まれております。

次に、その下の自立支援給付費等事業3,124万3,000円について申し上げます。

22節償還金利子及び割引料3,124万3,000円ですが、この償還金は自立支援給付費について、令和6年度に交付された国及び県支出金について額が確定したことにより、超過して交付された分を返還するものです。主な理由としましては、障がい福祉サービス費や更正医療費などの支出が見込みよりも少なかったことによるものです。

9ページに移ります。

次に、生活保護費1,992万2,000円についてご説明申し上げます。

22節償還金利子及び割引料1,992万2,000円ですが、この償還金は令和6年度に扶助費等の負担金として交付された国庫支出金の額が確定となり、超過して交

付された分を返還するものです。

主な理由ですが、生活扶助費、医療諸費、住居確保給付金の支出が見込みより少なかったことなどによるものとなります。

5 ページに移ります。

歳入の第 1 5 款県支出金、第 1 項県負担金、第 2 目民生費負担金、第 4 節生活保護負担金 2 2 0 万 9, 0 0 0 円ですが、令和 6 年度に扶助費等の負担金として交付された県支出金の額が確定となり、交付が不足している分について、追加交付されるものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの社会福祉課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はよろしくお願ひします。

川田委員。

○川田真也委員 お世話になります。

毎度毎度で申し訳ないですが、生活保護のところについて教えてください。

返還金があったということで、予定よりも少なくて済んだという今のご説明がありましたけれども、実質、現在生活保護を受けている市民の方というのは、昨年度よりも何名ぐらい減ったのか、増えたのか教えていただければと思います。あと何人ぐらいいるか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 生活保護世帯なんですが、今年度当初、令和 6 年度末時点では 4 6 3 世帯だったんですが、現在、9 月 3 0 日時点で 4 5 8 世帯となっております。若干減っている状況なんですが、ほぼ横ばいの形で今推移していると考えておまして、まだ、今後これがどう動くかについては、まだ見通しがついていない状況です。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ほぼ横ばいということで、先日かな、不正受給の方が逮捕された、羽生市内でね。不正受給をしていた方が逮捕されたというニュースもありました。私は 1 人だけじゃないと思うんですよ。毎回言うんですけれども。ぜひ、本当に困っていて、生活保護が必要な方にきちんと無駄なくいくように、今後も不正受給等をしっかりと、言い方は厳しくなっちゃうんですけれども、監視していただいて、駄目なものは駄目という

ような毅然とした対応を行政として取っていただきたいんですけれども、先月の逮捕を受けて、行政としては今後どのような対応を取ろうか、あるいは今まで取っていたんで、今後もっと厳しくいこうかというような、何か案があるのかないのか教えていただきたい。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 先日、報道発表させていただいた件につきましては、逮捕ではなくて実刑判決が確定したというところのものとなります。

今回の件につきましては、もともと最初の発見が、職員がその対象者の方が仕事に出かけているような状況を見かけたというところで、そこから始まっておりまして、そこからのいろいろ課税状況等確認して、不正受給が判明したというところで、職員がしっかりそこは見ていたからこそ、その発見につながったものと考えております。

今後も同じように不正受給のほうは見逃さないように、課税状況、収入申告等の手続きもしっかり報告をいただくような説明をさせていただいて、悪質なものがあれば、今回と同じように警察とも相談して対応してまいりたいと思いますので、今後も厳正に対処はしてまいりたいと思います。

以上です。

○川田真也委員 頑張ってください。以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時08分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

議案第65号、こども家庭課所管部分について、こども家庭課長に説明を求めます。

よろしくをお願いします。

こども家庭課長。

○**稲田信一**こども家庭課長 こども家庭課長の稲田です。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）のうち、こども家庭課所管分について説明申し上げます。

別冊2、令和7年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書の8ページになります。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、右側の説明欄の下段になります、ご覧ください。子育て支援関係経費87万1,000円について申し上げます。

2.2節償還金利子及び割引料87万1,000円につきましては、令和6年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金につきまして、事業完了により補助金の額が確定したことに伴いまして、余剰金を返還するものになります。

続きまして、一番下の子ども医療助成費等関係経費77万5,000円について申し上げます。

2.2節償還金利子及び割引料77万5,000円につきましては、こちらは令和6年度未熟児養育医療費国庫負担金及び県費負担金につきまして、事業完了により負担金の額が確定したことに伴いまして余剰金を返還するものになります。

続きまして、9ページになります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、出産・子育て応援事業59万6,000円について申し上げます。

2.2節償還金利子及び割引料59万6,000円につきましては、令和6年度の母子保健衛生費国庫補助金について、事業完了により補助金の額が確定したことに伴いまして、余剰金を返還するものになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○**中島直樹**委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

松本委員。

○**松本敏夫**委員 今説明で、みんな割引料というのがついているんだけど、この割引料というのは何を言うんですか。

○**中島直樹**委員長 こども家庭課長。

○**稲田信一**こども家庭課長 こちらにつきましては、市の財政科目上、2.2節は償還金と利子と割引料を1つの節にまとめてこのような表現をしております、今回のこども家

庭課のものにつきましては、償還金のみが該当になっております。

○松本敏夫委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

議案第65号、児童保育課所管部分について、児童保育課長に説明を求めます。よろしくお願ひします。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）、別冊2のうち、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費、児童保育課所管部分について順次ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第65号をご覧ください。

初めに、第1目児童福祉総務費、8ページ、説明の欄下段にございます民間保育所助成事業をご覧ください。

第22節償還金利子及び割引料、償還金40万6,000円について、こちらは令和6年度子ども・子育て支援交付金実績確定による返還金になります。

次のページ、第2目児童措置費、9ページ、説明の欄の上段にございます保育所措置関係経費をご覧ください。

22節償還金利子及び割引料、償還金4,508万5,000円について、こちらは主に令和6年度教育・保育給付交付金実績確定による返還金になります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの児童保育課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 開議

○中島直樹委員長 再開します。

児童福祉課長。

○鈴木尚美児童保育課長 乳児等通園支援事業の条例の関係の際にいただきました質疑で、柳沢委員よりいただきました保育所の運営に際しての設置基準で、保育士は半数以上かどうかというお話をいただいた際に、同様のというお話をさせていただいたんですが、誤りがございましたので、訂正させていただいてよろしいでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 通常の保育所における配置基準としては、日中の時間については保育士を原則としておりまして、早朝または夕方の子どもの少ない時間帯においては、保育士と保育補助、無資格の保育補助も容認ということでした。先ほどの回答が誤っておりました。申し訳ございませんでした。

○中島直樹委員長 よろしいですか、大丈夫ですか。

〔「概要は分かったんで、分かりました。」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時17分 開議

○中島直樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号、高齢介護課所管部分について、高齢介護課長に説明を求めます。よろしくお願ひします。

高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 高齢介護課長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明をさせていただきます。

議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）のうち、高齢介護課所管部分についてご説明いたします。

別冊2、8ページの中ほどをご覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目介護保険費、説明欄、介護保険事業の27節繰出金については、議案第67号の介護保険特別会計補正予算の説明で触れました介護保険システム改修委託料のうち、一般会計で賄う124万3,000円を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの高齢介護課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 開議

○中島直樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号、国保年金課所管部分について、国保年金課長に説明を求めます。よろしくお願ひします。

国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 国保年金課長の秋本でございます。よろしくお願ひいたします。

着座にて失礼いたします。

議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算のうち、国保年金課所管部分につ

いて説明いたします。

補正予算書及び説明書の8ページをご覧ください。

中段、国民年金事務一般経費の第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目国民年金事務費、第12節委託料140万8,000円につきましては、令和7年度税制改正により、特定親族特別控除が新たに追加されることに伴い、国民年金のシステム改修を行うものでございます。

なお、全額国庫委託金により賄われます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの国保年金課長の説明について、質疑のある方はどうぞ。
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 それでは、質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時24分 開議

○中島直樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管がまちづくり部に移ります。

課長の説明に先立ち、部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

まちづくり部長。

○山木章史まちづくり部長 改めまして、こんにちは。まちづくり部長の山木でございます。

本日は、議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）のうち、債務負担行為の補正、幹線道路等舗装補修事業について、また議案第69号 令和7年度羽生市水道事業会計補正予算（第1号）に関するご審査になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 それでは、議案第65号、建設課所管部分について、建設課長に説明

を求めます。よろしく申し上げます。

建設課長。

○横田徳司建設課長 建設課長の横田でございます。よろしく申し上げます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。失礼します。

議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）のうち、建設課が所管します事業についてご説明いたします。

資料の別冊2、令和7年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書（議案第65号～議案第68号）の4ページをご覧いただきたいと思います。

下段の第3表債務負担行為補正、追加の4項目め、幹線道路等舗装補修事業5,360万円についてご説明いたします。

参考資料1、補正予算の概要の16ページをご覧いただきたいと思います。

（2）債務負担行為、幹線道路等舗装補修事業についてです。

来年度となる令和8年度における工事の契約を前倒し、令和8年度第1四半期に稼働する工事を増やすことで、年間における公共工事の発注、施工時期の平準化を図るものです。限度額は5,360万円です。期間は令和8年度1年間とありますが、おおむね第1四半期の工事となります。ゼロ債務負担行為を活用することで、公共工事の発注、施工時期を平準化し、地域の担い手となる建設業者の経営の安定化や公共工事の品質確保を図ります。また、これまで稼働が少なかった4月の頭から工事に着手できるものがあります。

ここで資料、道路新設改良事業、令和7年12月補正予算、箇所図をご覧いただきたいと思います。

幹線市道の舗装工事や地区要望の舗装工事を行うものです。工事箇所については、こちらの図面で確認をお願いいたします。7か所となっております。

以上、建設課が所管します事業についてご説明させていただきました。ご審査よろしくをお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対して質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時32分 開議

○中島直樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第69号 令和7年度羽生市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

水道課長に説明を求めます。よろしくをお願いします。

○田口真也水道課長 水道課長の田口でございます。よろしくお願いたします。恐縮ですが、着座で説明をさせていただきます。

議案第69号 令和7年度羽生市水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別冊3、補正予算書及び説明書、6ページをご覧ください。

収益的収入及び支出のうち、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費で2,500万9,000円の補正となります。こちらは行田浄水場から購入している県水について、年間に予定していた受水費用に不足が見込まれるため、所要の措置を講じるものでございます。

内容について申し上げます。

参考資料1、補正予算の概要、25ページをご覧ください。

本年4月と7月に第1浄水場の施設において不具合が生じたため、現在、第1浄水場から市内の配水は停止している状況となっております。そのため、市内で必要とされる配水総量に対して水量が不足してしまうおそれがあることから、第1浄水場で担うべき1日当たり2,000立方メートルの水量を、8月から1月までの6か月間で一時的に県水の受水量を増量して対応することによる補正予算の計上でございます。

なお、第1浄水場については、現在、修繕工事を実施しており、工事完了後の年明け1月中には市内への配水が再開できる見込みとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの水道課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

松本委員。

○松本敏夫委員 この県水は、一時補充するのに県水というお話だったですけども、この県水の場合は、不足した部分で、申請すればすぐに入るものなんですか、この県水は。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 基本的には、年間の受水量を県と調整して幾ら買うかと決めているんですが、今回のような臨時的な場合、再度調整をしまして、すぐというところでは、どこら辺までがすぐかというところもあるんですが、調整をすれば、一時的な分であれば増量は可能というところに対応させていただいております。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 あその水道局のタンクがありますよね、2基だったですよ。あれはもう耐久年数は十分まだ大丈夫なんですか。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 第2浄水場の……

○松本敏夫委員 水道局。

○田口真也水道課長 大きな配水池という、タンクがありますけれども、まだ使えるというところで運用しております。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 償却は終わっていると思うんですけども、終わっているんですか。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 耐用年数というところでの話かと思うんですが、配水池が、タンク

が一番大きい円柱のものと、見えないんですけれども、四角いものと3個ありまして、物によってなんですけれども、ナンバー1という古いほうは、第2浄水場の中の浄水のほうのタンクになるんですけれども、そちらはかなり古いかと思います。今、ナンバー3という目立つ筒状のものは比較的新しいというところで、古くはなっておりますが、まだ使えるという状況でございます。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 もう一つ、今、水道の値上げ期に入っていますよね。そのタンクの関係の寿命と関係があるんですか。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 羽生市の水道の値上げに関しましては、更新費用、そういったものも関係はしておりますが、配水池だけの耐用年数ということではなくて、全体的な費用の値上がりというところで、6年12月に値上げしたというところでございます。

○中島委員長 委員長を交代します。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 施設の不具合というのは、具体的にどういったものなんですか。

○田口真也水道課長 4月に関しましては、第1浄水場にろ過ポンプという、地下からくみ上げた水をろ過するポンプが3台あるんですけれども、3台とも4月で最終的に故障してしまいました。それを直す修繕を行っていて、直ったんですが、配水やろ過を止めていましたので、すぐに水を市内に配水できない。清掃とか点検、そういったものを行っている中で、今度は第1浄水場に四角いコンクリート製の配水池、筒状の四角いバージョンなんですけれども、そちらを清掃点検していたところ、経年劣化がかなり見られたというところで、配水池はきれいな水をためておくものなので、市内への配水をストップして、今現在修繕しているという状況でございます。

○柳沢副委員長 職務を交代します。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論がある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○中島直樹委員長 賛成全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時42分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

以上で本委員会の付託事件の審査は全て終了いたしました。

付託事件の審査報告については、先例により正副委員長に一任願います。

次に、所管事務調査報告書についてを議題といたします。

都市民生委員会では、クビアカツヤカミキリの生態と防除等について、及び子ども・子育て支援複合施設アケココについてを調査いたしました。調査内容については、都市民生委員会所管事務調査報告書案としてペーパーレス会議システムに登録してあります。このタブレットに入っておりますので、ご確認ください。

都市民生委員会の所管事務調査報告書については、報告書の案のとおりにすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中島直樹委員長 異議なしと認めます。

この報告書について、訂正等ございましたら、正副委員長に一任とさせていただきますと思います。

報告書については、今定例会の最終日に委員長から議長に提出をさせていただきます。

これをもって閉会といたします。

午前11時45分 閉会